

令和 7 年度
建築基準整備促進事業
公募事業
(再公募)

令和 7 年 5 月

E20. 非住宅建築物のエネルギー消費性能評価法における評価対象技術の拡張に関する検討

予算額：20 百万円

(1) 事業の背景・目的

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、「エネルギー基本計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において、遅くとも 2030 年までに非住宅建築物における省エネ基準を ZEB 水準まで引き上げる予定としている。しかし、省エネ基準への適合性を確認するためのエネルギー消費性能評価法において、一部の省エネ技術の導入効果が適切に評価できておらず、建物用途によっては ZEB 水準の達成が困難なものが存在しており、ZEB 水準への引き上げに当たっての課題となっている。

そこで本課題では、現行のエネルギー消費性能評価法において未評価となっている技術について、各技術に係る情報や課題等を整理し、評価法及び一次エネルギー消費量の計算仕様書の策定に向けた技術的知見の整理を行うことを目的とする。

(2) 事業の内容

(イ) 未評価となっている技術の情報整理

現行のエネルギー消費性能評価法では評価できていない技術（例：（公社）空気調和・衛生工学会が公表している未評価技術 15 項目等）について、各技術の定義、性能を評価するために必要となる試験規格や計測規格、性能を適切に発揮するための必要条件（例えば、設置する機器や使用するセンサーに求められる品質、設計・施工上の留意点等）など、省エネ基準で評価する上で必要な情報を整理する。

(ロ) 各技術を現行の評価法に組み込む場合に生じうる課題等の整理

(イ) で整理した各技術を、現行のエネルギー消費性能評価法（標準入力法、モデル建物法）に組み込む場合に生じうる課題や各技術が評価可能となった場合の省エネ基準達成への寄与効果について整理する。例えば、評価の前提条件としている標準室使用条件の調整や、空調負荷計算を日別から時刻別への変更が必要など、未評価となっている技術の省エネ効果を適切に評価するために解消しなければならない現行評価法の課題を明らかにする。

(ハ) エネルギー消費量算出方法の提案と検証

(イ) (ロ) を踏まえて、評価可能な技術について評価対象技術の拡張にあたって必要となる評価法を検討し、一次エネルギー消費量の計算仕様書の案としてとりまとめ、効果の検証を行う。

(3) 事業の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、令和 7 年度から令和 8 年度の複数年度とする。

<令和 7 年度>

- ・ 事業の内容（イ）を実施する。

<令和 8 年度>

- ・ 事業の内容（ロ）及び（ハ）を実施する。

(4) 本事業における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

- ・ 省エネ基準(非住宅建築物)におけるエネルギー消費性能評価法に関する知見
- ・ 建築設備のエネルギー消費性能の実態に関する知見